

高知龍馬空港送客バス支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知龍馬空港発着送客バス支援事業助成金交付要綱（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会は、近隣空港への利用客の流出を防止し、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港発着の定期便（羽田線・伊丹線・名古屋線・福岡線）を利用する団体旅行客の送迎を行う旅行会社（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づいた登録を受けている事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす旅行とする。

- (1) 受注型企画旅行商品（以下「旅行商品」という。）であること
 - (2) 高知龍馬空港を往路に出発空港及び復路に到着空港として利用すること（ただし、第5条第1項ただし書の場合には、往路又は復路いずれかの利用でも可能とする）
 - (3) 10人以上の団体旅行であること
 - (4) 第5条で規定するバスを借り上げる場合には、高知県内に営業拠点を置く貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者に限る。）のバスを利用するものであること
 - (5) 平成30年4月1日以降に出発し、平成31年3月31日まで帰着する旅行であること
- 2 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと
 - 3 高知県内の学校若しくは専修学校（大学及び短期大学を除く。）が主催する修学旅行又は研修旅行でないこと
 - 4 高知県航空利用促進協議会が実施する他の助成事業（高知県募集型企画造成支援事業及び高知県企業社員旅行支援事業等）又は他団体の助成事業の

適用を受けて実施する旅行でないこと

(助成金の対象経費、交付額及び上限額)

第5条 助成金の交付対象経費は、高知龍馬空港を往復で利用するためにバス(大型・中型・小型バスのこと。以下「送客バス」という。)を借り上げる経費とする。ただし、高知県航空利用促進協議会会長(以下「会長」という。)が、必要と認める場合には、高知龍馬空港を往路又は復路のいずれかで利用する送客バスの借上経費も対象とする。

- 2 助成金の交付額は、別表2に定める額と、送客バスの借上経費(高速道路又は有料道路の料金を含む。以下同様。)のいずれか低い方の額とする。ただし、前項ただし書の場合には、別表2に定める額の半額と、送客バスの借上経費のいずれか低い方の額とする。
- 3 助成金の上限額は、別表2に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書(第1号様式)を、送客しようとする日の10日前までに、会長に提出するものとする。

- 2 前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 旅行行程が記載された旅行商品の概要
 - (2) 旅行の参加者一覧
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、別記第2号様式により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要条件を付することができる。

(助成金の交付決定の変更等の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書(第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更するとき(ただし、軽微な変更を除く)

(3) 助成事業を中止又は廃止するとき

(助成金の請求及び実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、助成金実績報告・交付請求書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 利用人数の実績
- (2) 旅行行程表
- (3) バス借上に係る請求書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受領した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき
- (2) この要綱に基づき会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 会長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年7月1日からの送客に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表 1 (第 3 条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2（第5条関係）

出 発 地	送 客 人 数	助成金の上限額
高知県内※	20名以上	20,000円
	10～19名	10,000円
徳島県、香川県、愛媛県	20名以上	40,000円
	10～19名	20,000円

※須崎市、土佐市、高知市（旧高知市、旧春野町）、南国市、
香美市（旧土佐山田町）、香南市、安芸市、いの町（旧伊野町）、佐川町、
越知町、日高村、南国市、香南市、旧土佐山田町、芸西村、安芸市を除く